

## 元臨時職員による個人情報漏えい事案への対応について

### 1 概要

#### (1) 事件の概要

平成28年7月11日(月) 中野区臨時職員 高橋健一郎容疑者逮捕(強制わいせつと住居侵入容疑)

平成29年1月11日(水) 同容疑者再逮捕(住居侵入及び中野区個人情報の保護に関する条例違反容疑)

#### <警視庁捜査本部発表内容>

##### 1 逮捕関係

逮捕年月日 平成29年1月11日(水) 通常逮捕

##### 2 逮捕罪名

住居侵入 刑法第130条

中野区個人情報の保護に関する条例違反(第44条、個人情報の盗用)

##### 3 事件概要

第1 被疑者は、わいせつ行為をする目的で、平成26年10月中旬、同年11月上旬、平成27年11月上旬の計3回にわたり、中野区内のマンションに居住する女性(当時20歳代)方ベランダに侵入したものの。

第2 被疑者は、中野区役所の臨時職員として稼働していた平成26年10月下旬、平成27年3月上旬、平成28年3月下旬の計3回にわたり、中野区役所行政情報オンラインシステムを利用し、上記女性の個人情報を閲覧するなどして不正に盗用したものの。

#### (2) 逮捕された臨時職員の業務内容

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ア 平成26年10月～平成27年3月   | 住居表示申請業務補助等        |
| イ 平成28年3月～平成28年3月末   | マイナンバー通知カード返戻業務補助等 |
| ウ 平成28年4月～平成28年7月11日 | 転出証明書発行業務補助等       |

#### (3) 本件を受けての中野区長コメント

本日、中野区の元臨時職員が、住居侵入及び中野区個人情報の保護に関する条例違反の疑いで逮捕されたとの連絡を中野警察署から受けました。

区民の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけする事案であり、心からお詫び申し上げます。

今後とも捜査に協力するとともに、逮捕に至ったことを踏まえ、区としても事実関係を調査し、厳正に対応してまいります。

## 2 区の対応

### (1) 経過

平成29年1月11日（水）

- ・緊急対応について、区長、副区長及び関係部長・副参事にて協議  
原因の究明、情報安全対策委員会の開催及び再発防止策検討の指示、報道対応（区長コメント）の確認

平成29年1月12日（木）

- ・中野区情報安全対策委員会を開催  
緊急的な取り組みとして、以下の三点を行うことを確認  
ア 個人情報を取り扱う業務の一斉点検と注意喚起  
イ 個人情報を取り扱う業務内容・体制等の確認、個人情報へのアクセス管理方法検討  
ウ 職員、委託事業者等への研修・指導、業務のあり方等の再検討
- ・庁内グループウェア新着情報に事件の概要を掲載

平成29年1月13日（金）

- ・最高情報安全責任者（副区長）から全庁へ注意喚起  
「情報セキュリティポリシー遵守の徹底について」

・各部等において、区民の個人情報や行政運営上重要な情報等を取り扱う業務について緊急に一斉点検を行い、注意喚起を図られたい。  
・情報システムを外部委託する場合には、中野区情報システム外部委託標準安全対策に沿って、委託契約において情報セキュリティ対策を明確化するとともに、その実施状況について管理・検証されるよう徹底されたい。

- ・経営室長から全庁へ注意喚起  
「職員の業務遂行に係る個人情報の保護の徹底について」

・各部等においては、職員が個人情報を取り扱う業務について緊急に一斉点検を行い、業務の範囲を超えて個人情報を閲覧しないこと、知り得た個人情報を他人に漏らしたり、業務以外に利用しないこと等が徹底されるよう、管理・監督を厳に図られたい。  
・また、個人情報を取り扱う業務について外部委託を行っている場合、事業者が扱う個人情報が保護されるよう徹底されたい。

平成29年1月17日（火）

- ・危機管理等対策会議を開催  
「個人情報の不正利用にかかる再発防止方針」について確認

(2) 「個人情報の不正利用にかかる再発防止方針」について

以下の方針に基づき、詳細を検討の上、必要な対策を速やかに実施する。

ア 情報安全にかかる実態把握（総点検）

- (ア) 目的外利用の禁止事項に係る遵守状況
- (イ) 区域外への持ち出し禁止に係る遵守状況
- (ウ) 個人情報に係るメモ用紙や携帯端末などの管理状況
- (エ) 責任者（統括管理者・執行責任者等）による管理監督の状況
- (オ) 入退域管理の状況
- (カ) ID・パスワードの管理状況
- (キ) 操作ログの管理状況

イ 情報安全にかかる再発防止策

- (ア) 既に構築中であった端末操作者の生体（指紋）認証の再検証
- (イ) 遵守事項（職員・責任者・委託事業者）の強化及び情報安全対策基本方針の見直し
- (ウ) 責任者（統括管理者・執行責任者等）による管理監督の徹底
- (エ) 個人情報に係るメモ用紙や携帯端末などの管理徹底
- (オ) 操作ログについて、効率的かつ有効なチェック方法の確立
- (カ) ID・パスワード管理の強化

ウ 職員教育の再徹底

- (ア) 臨時職員に対する緊急研修の実施
- (イ) 臨時職員任用時研修（遵守事項説明）の制度化
- (ウ) 個人情報保護等の職員研修強化
- (エ) 管理監督者（部長・統括管理者）向け個人情報保護等の職員研修強化

エ 監視カメラ設置

住民情報系端末を有する本庁舎執務室、すこやか福祉センター、地域事務所、保健所（保健予防分野）などの執務室に、監視カメラを早急に設置し、統括管理者等による管理体制を強化する。